

## (素案)新旧対照表

No.	頁	行	旧	頁	行	新	備考
1	2	5	<p>第1章 計画の策定にあたって</p> <p>3 計画の期間</p> <p>令和7年度以降については、それまでの間の支援策の効果や住民が主体となって行うまちづくり活動の状況を鑑み、次期計画を検討します。</p>	2	5	<p>第1章 計画の策定にあたって</p> <p>3 計画の期間</p> <p>令和7年度以降については、それまでの間の支援策の効果や住民が主体となって行うまちづくり活動の状況に鑑み、次期計画を策定します。</p>	<p>【豊浦地区まちづくり協議会】</p> <p>「…次期計画を検討します。」では、7年度以降に効果測定等を実施することになり、次期計画には反映できないと思われる。</p>
2	4	2	<p>第2章 基本方針</p> <p>2 住民自治によるまちづくりの必要性</p> <p>本格的な地方分権の時代を迎え、地方自治体には、自らの判断と責任により、実情に沿った魅力あるまちづくりを展開していくことが求められています。</p> <p>市民一人ひとりが、誇りある「ふるさと下関」で暮らす幸せをより実感し、愛着を深め、知りたい、行きたい、住みたい魅力あるまちを実現するためには、下関市総合計画に掲げるまちづくりの基本理念と将来像を市民と行政が共有し、連携、協働を図りながら、それぞれの立場でできること、やるべきことに自主的に取り組むまちづくり活動を進めていくことが必要です。</p> <p>下関市は、住民が主体となり、自主的に地域の特性を活かした活動を推進するまちづくり協議会を積極的に支援します。</p>	1	4	<p>第2章 基本方針</p> <p>2 住民自治によるまちづくりの必要性</p> <p>(削除)</p> <p>市民が誇りある「ふるさと下関」で暮らす幸せをより実感し、愛着を深め、知りたい、行きたい、住みたい魅力あるまちを実現するため、<u>第2次下関市総合計画では、まちづくりの基本理念として「まちの誇りと自然の恵みを未来へつなぐ輝き海峡都市・しもものせき」を掲げています。</u></p> <p><u>この実現のために必要不可欠なのが、まちの主役である市民一人ひとりが輝けるような環境づくりです。</u></p> <p><u>そのため、本市では、各地区まちづくり協議会を、市民と行政が協働し、市民が主体的に様々な活動を展開するための場ととらえ、市民が自主的に地域の特性を活かした活動を推進するまちづくり協議会を、積極的に支援します。</u></p> <p><u>市民が、地域の自然や人々との交流を土台として自らの夢を実現し、身近な生活の中で豊かさや幸福を実感することは、市民のまちに対する誇りを高め、本市の豊かな自然環境や歴史遺産を次世代へと引き継いでいくことにもつながります。</u></p> <p><u>下関市は、今後、まちづくり協議会が、「市民が実現したい希望のまちを、自らの手でかなえていくための舞台」として発展することを目的として、本計画に定める施策を実施していきます。</u></p>	<p>【委員】</p> <p>「まちづくりの主体はあくまでも市民であり、まちづくり協議会は、市民がやりたいことを実現するための場である。市は、協議会からの要請があった際に、適切な支援をする」という趣旨を強調</p>

3	6	2 2	<p>第3章 第1次計画の取組と評価 2. 第1次計画の成果と課題 推進内容1 まちづくり協議会設立の促進 (2) まちづくり協議会の設立・運営</p> <p>現在では、各地区まちづくり協議会において、地域の将来像や目的を実現するため、「まちづくり計画」の策定が進んでいます。</p>	6	2 2	<p>第3章 第1次計画の取組と評価 2. 第1次計画の成果と課題 推進内容1 まちづくり協議会設立の促進 (2) まちづくり協議会の設立・運営</p> <p>現在では、各地区まちづくり協議会において、地域の将来像や目的を実現する<u>ための中長期的な指針となる「まちづくり計画」</u>の策定が進んでいます。</p>	【行政管理課】 まちづくり計画の位置づけや効果（策定することで市の施策にどのように反映されるか等）、内容等が記載されておらず、策定する趣旨がわからない。
4	1 3	1	<p>第5章 計画における具体的な取組 推進項目1 まちづくり協議会への活動支援 (2) 運営事業に関する支援 ② 継続的な人的支援</p> <p>「税理士相談制度」と「地域サポート職員制度」による人的支援を、引き続き実施します。</p> <p>従来地域サポート職員の重点的な役割は、行政と地域とをつなぐパイプ役でしたが、今後は、協議会のニーズに柔軟に対応しながら共に活動に取り組む、総合的な支援が求められます。事業実施に必要な専門知識を有する市部局への協力要請の他、事業計画の立案やまちづくり計画策定に関する助言・指導等、積極的にまちづくり協議会をサポートします。</p>	1 3	1	<p>第5章 計画における具体的な取組 推進項目1 まちづくり協議会への活動支援 (2) 運営事業に関する支援 ② 継続的な人的支援</p> <p>「税理士相談制度」と「地域サポート職員制度」による人的支援を、引き続き実施します。</p> <p>従来地域サポート職員の重点的な役割は、行政と地域とをつなぐパイプ役でした。今後は、協議会が主体的に実施する活動に対し、より総合的な支援を行うため、協議会と市、または各種団体をつなぐ伴走者としての役割を果たすことを目指します。</p> <p><u>市民や協議会の中に、まちづくりのために「実現したいこと」が生じた際に、行政や各種団体から得られる支援や、そのために必要な手続きの方法などについて、協議会の要請に応えながら、積極的に助言・支援を行います。</u></p>	【委員】 「まちづくりの主体はあくまでも市民であり、まちづくり協議会は、市民がやりたいことを実現するための場である。市は、協議会からの要請があった際に、適切な支援をする」という趣旨を強調
5	1 3	1 4	<p>(3) 拠点施設的环境改善 ①事務局の環境改善</p> <p>現在、まちづくり協議会の事務局については、公共施設内に最低限のスペースは確保していますが、その多くは、協議会を支える事務局の環境として、十分なものであるとは言えません。まちづくり協議会の意見を聴取しながら、環境改善を検討します。</p>	1 3	1 4	<p>(3) 拠点施設的环境改善 ①事務局の環境改善</p> <p>現在、まちづくり協議会の事務局として、<u>公共施設内の一部を確保していますが、その多くは、協議会を支える事務局の環境として、十分なものであるとは言えません。まちづくり協議会の意見を聴取しながら、環境改善を検討します。</u></p>	【生涯学習課】 ※すべての事務局が最低限のスペースであるように受け止められるため。
6	1 4	1	<p>(4) 人材発掘・人材育成 ② 行政の人材育成</p> <p>地域と行政とが連携を図り、魅力あるまちづくりを実現する仕組みづくりには、地域サポート職員による、まちづくり協議会のニーズに沿ったサポートに加え、市職員がまちづくりの視点を持って、自発的に活動に関わるための意識改革が必要です。市職員が、地域の住民としてまちづくり活動に関わることの重要性を十分に理解し、まちづくり協議会の活動内容とその思いに共感できるよう、協議会活動を見せ、聞かせる取り組みを行っていきます。</p>	1 4	1	<p>(4) 人材発掘・人材育成 ② 行政の人材育成</p> <p>地域と行政とが連携を図り、魅力あるまちづくりを実現する仕組みづくりには、地域サポート職員による、まちづくり協議会のニーズに沿ったサポートに加え、市職員がまちづくりの視点を持って、自発的に活動に関わるための<u>仕組みづくり</u>が必要です。</p> <p><u>市職員一人ひとりが、地域住民のひとりとして、自身が拠点とする地域をより良いものにするという意識を持ち、まちづくり活動に参加することは、職員自らの生活に潤いをもたらすことにもつながります。また、福祉の充実を実現し、市民と下関市のために幸せな生活の舞台を創出、支援するという、市</u></p>	【委員】 「まちづくりの主体はあくまでも市民であり、まちづくり協議会は、市民がやりたいことを実現するための場である。市は、協議会からの要請

					<p><u>職員の主たる業務のための知識や経験を得る、貴重な機会ともなり得ます。</u></p> <p><u>地域とともにまちづくり活動に関わることの重要性を十分に理解し、まちづくり協議会の活動内容とその思いに共感できるよう、協議会活動を見せ、聞かせる取組</u>を行っていきます。</p>	<p>があった際に、適切な支援をする」という趣旨を強調</p>	
7	1 6	1 9	<p>推進項目3 市民理解と市民参加の促進  (1) 各種団体との連携強化  ② コーディネート機能の導入検討</p> <p>地域団体が必要とする支援を把握し、支援実行に向けた連携体制を構築するため、まちづくり協議会と地区内の団体の活動の連絡調整役としての「地域コーディネーター」の導入について検討します。</p>	1 6	2 7	<p>推進項目3 市民理解と市民参加の促進  (1) 各種団体との連携強化  ② コーディネート機能の導入検討</p> <p><u>今後、まちづくり協議会が多様で、より効果的なまちづくり活動を展開するに当たって、各地区の実情や希望を聴取しながら、協議会と地区内の団体の活動の連絡調整役としての地域コーディネート機能</u>の導入について検討します。</p>	<p><b>【委員】</b>  「まちづくりの主体はあくまでも市民であり、まちづくり協議会は、市民がやりたいことを実現するための場である。市は、協議会からの要請があった際に、適切な支援をする」という趣旨を強調</p>